

## 令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

### 第四期入試 商法

#### 【出題趣旨】

商法の入学選抜試験の出題趣旨は、法科大学院の既修者としての商法の知識や学力といった能力を十分に身に付けているかどうかを厳正かつ客観的に判定するものである。出題される問題は、商法の主要科目である会社法の内容を中心としている。

そして、会社法の横断的知識の修得を判定するという入学選抜試験の趣旨から、会社法の総則等（会社の種類及び性質等）、株式・新株予約権の性質・新株発行の手続、株主の地位と権利、株主総会の権限と手続、取締役の義務と責任、代表取締役の権限、取締役会の権限と手続、監査役・監査等委員会・指名委員会等・会計参与の意義と権限、株式会社の計算及び社債、持分会社の意義と性質、会社の組織再編（事業譲渡等）等を出題範囲としている。

出題される試験問題は、商法における重要科目である会社法の条文とそれに関する主に最高裁判所の判例を中心としている。出題される問題の内容は、代表的な教科書や判例集の学習を前提として出題されているものである。

出題の形式としては、商法は短答式を採用している。全体は15の設問から構成されており、2つの内容に分けられる。第1に、第1問から第10問においては、5つの選択肢の記述の中から会社法の条文ないし判例の趣旨に照らして、正しいもの又は誤っているものを選択するものである。第2に、第11問から第15問においては、会社法の条文又は判例に関する記述の空欄について、5つの中から適切なものを1つ選択するものである。

#### 【採点基準】

商法の入学選抜試験の採点基準は、商法の主要科目である会社法の条文の正確な知識と最高裁判所を中心とする判例の知識を身に付けているかどうかについて、客観的な観点から厳格に判定するものである。会社法の重要な条文と各種の判例は、法科大学院の学習、ひいては司法試験の受験においてきわめて重要な基礎となるものである。そのため、法曹資格を得るための法科大学院に入学する際には、そうした能力の修得が必須のものとして求められる。

採点基準は、商法上の重要科目である会社法の条文とそれに関する最高裁判所の判例の内容等を踏まえて、具体的かつ客観的に設定されている。解答は、代表的な教科書や判例集を活用した学習により、確実に可能となるよう周到に配慮されている。採点はそうした点を考慮した上で、受験者の能力を判定するものとしてきわめて厳正に行われている。そこで、入学者の法曹としての適性ないし高水準の質の確保が十分になされうることになる。

商法の具体的な配点は、40点満点になる。前述したように商法の出題問題の全体は15の設問から構成されており、2つの内容に分けられ、その内容に応じて配点が設定されている。第1に、第1問から第10問の配点は、各3点であり、10問の設問で合計30点になる。第2に、第11問～第15問の配点は、各2点であり、5つの設問で合計10点となる。全体を合計すると、40点満点となる。

## 令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

### 第四期入試 民事訴訟法

#### 【出題趣旨】

今回の民事訴訟法における出題趣旨は、民事訴訟法の条文の理解と民事訴訟法判例百選に掲載されている程度の判例についての理解を問うものである。

いずれの問題も、どのような教科書であっても必ず解説されている点に限って出題しているので、通常の法学部の民事訴訟法の講義を履修している限り、そう困難さを覚えずに正解できなければならない。つまり、この程度の問題に解答できることが、既修者として本法科大学院へ入学する前提となっている。このことは、既修者として入学した直後から開講される「応用民事訴訟法」では、民事訴訟法の基礎を一通り学修していることを前提に講義が進行することと対応している。

#### 【採点基準】

特別の採点基準はなく、条文と判例から導き出せる正解が選択されているかによる。

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第四期入試 刑事訴訟法

【出題趣旨】

- 問1 起訴状の変更の要件（刑訴法312条1項）
- 問2 証拠の意義と分類
- 問3 令状による捜索・差押えの実施
- 問4 証拠決定
- 問5 刑訴法328条の趣旨（最判平18・11・7刑集60・9・561）
- 問6 逮捕勾留中の被疑者の取調べ受忍義務
- 問7 共同被告人の供述について
- 問8 公判前整理手続及び期日間整理手続終了後の公判手続の特例
- 問9 公訴の提起及び不起訴処分
- 問10 公判の裁判について
- 問11 強制処分と任意処分の限界についての最高裁判所判例の見解
- 問12 別件逮捕・勾留の適法性について
- 問13 被告人勾留と被疑者勾留
- 問14 控訴について
- 問15 現行犯逮捕及び緊急逮捕について